

令和8年度

周防大島町教育の基本方針



B & G海洋センタープールリニューアルオープンセレモニー



周防大島少年の船

周防大島町教育委員会

目 次

| | | |
|-----|--------------|---|
| I | 周防大島町の教育 | |
| 1 | 本町教育の現状 | 1 |
| 2 | 基本方針 | 1 |
| 3 | 基本方針の推進 | 2 |
| II | 周防大島町教育のめざす姿 | 2 |
| III | 周防大島町教育の構造 | 3 |
| IV | 学校教育の基本方針 | |
| 1 | 基本方針 | 4 |
| 2 | 重点施策 | 4 |
| V | 社会教育の基本方針 | |
| 1 | 基本方針 | 6 |
| 2 | 重点施策 | 6 |
| VI | 総務の基本方針 | |
| 1 | 基本方針 | 8 |
| 2 | 重点施策 | 8 |

令和8年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町の教育

1 本町教育の現状

人口減少・少子高齢化の加速やグローバル化の進展、生成A I の急速な進化など、想定をはるかに上回るスピードで社会が変化し、将来の予測が困難な時代を迎えている。このような状況をとらえた上で、子どもたち一人ひとりに身に付けさせたい資質能力を明確にし、時代の変化に対応する教育施策の刷新が求められている。

本町では、令和3年(2021年)3月に策定した『第2次周防大島町総合計画』に基づき、これまで「志をもち確かな学力と基本的な生活習慣を身につけた、本町の将来を担う人材の育成」をめざし、町内の全小・中学校のコミュニティ・スクールを核として、町民の力を結集し、本町の宝である子どもの成長を支援する取組を進めてきたところである。

2 基本方針

「豊かなくらし」をつくりだす人材の育成

「豊かなくらし」とは、自分にとっての豊かさを見出し、自らを高め、価値を生み出し、人や地域と支えあいながら生活することだととらえています。地域住民一人ひとりがこの「豊かなくらし」を積み重ねていけるようにするために、マネジメント能力※¹に着目し、生涯学習の視点をふまえた教育の充実が必要であると考えています。

そのため、マネジメント能力にかかわる3観点〈自己投資・目的達成・仲間づくり〉を設定し、小中学校において「学校・地域連携カリキュラム」の見直しを図ります。また、地域創生活動や社会教育活動への参画を促すことで、子どもから大人まで、発達段階やキャリアに応じた学びの充実を図ります。

学校教育・家庭教育・社会教育がそれぞれの役割を果たしながら、これらの活動を計画的に進めていくことで、基本方針を具現化していきます。

※¹「マネジメント能力」とは、資源を有効に活用して、目的の達成を図る力のことです。

★ なぜ、マネジメント能力なのか・・・

本町がマネジメント能力を重視している理由は、人間が目的をもって行動しながら、生きている存在であり、目的を実現する過程で絶えず様々なマネジメントが行われているからです。

知識や技能をばらばらに身に付けるのではなく、それらを統合し、限られた資源を生かして価値を生み出すことがこれまで以上に学校にも地域社会にも求められるようになりました。

人口減少、少子高齢化という現実の中で、子どもも大人も共に学び合い、豊かな地域と「豊かなくらし」をつくりだしていく力を高めていきたい。その思いが本町の教育の根幹にあります。

3 基本方針の推進

教育方針の実現に向け、次の視点で取組を進める。

- (1) 発達段階に応じて、自らの学びを主体的に選び、成長へとつなげる力を育てるとともに、地域と結びついた探究的な活動を通じて自分自身やふるさとに対する誇りを深める。
- (2) 指導者（教職員・各種研修の講師など）の専門性向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を進め、挑戦と成長を支える教育体制を確立する。
- (3) 子どもから大人まで学び続けることができる機会を充実させ、世代や立場をこえて協働し価値を生み出す文化を育む。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

II 周防大島町教育のめざす姿

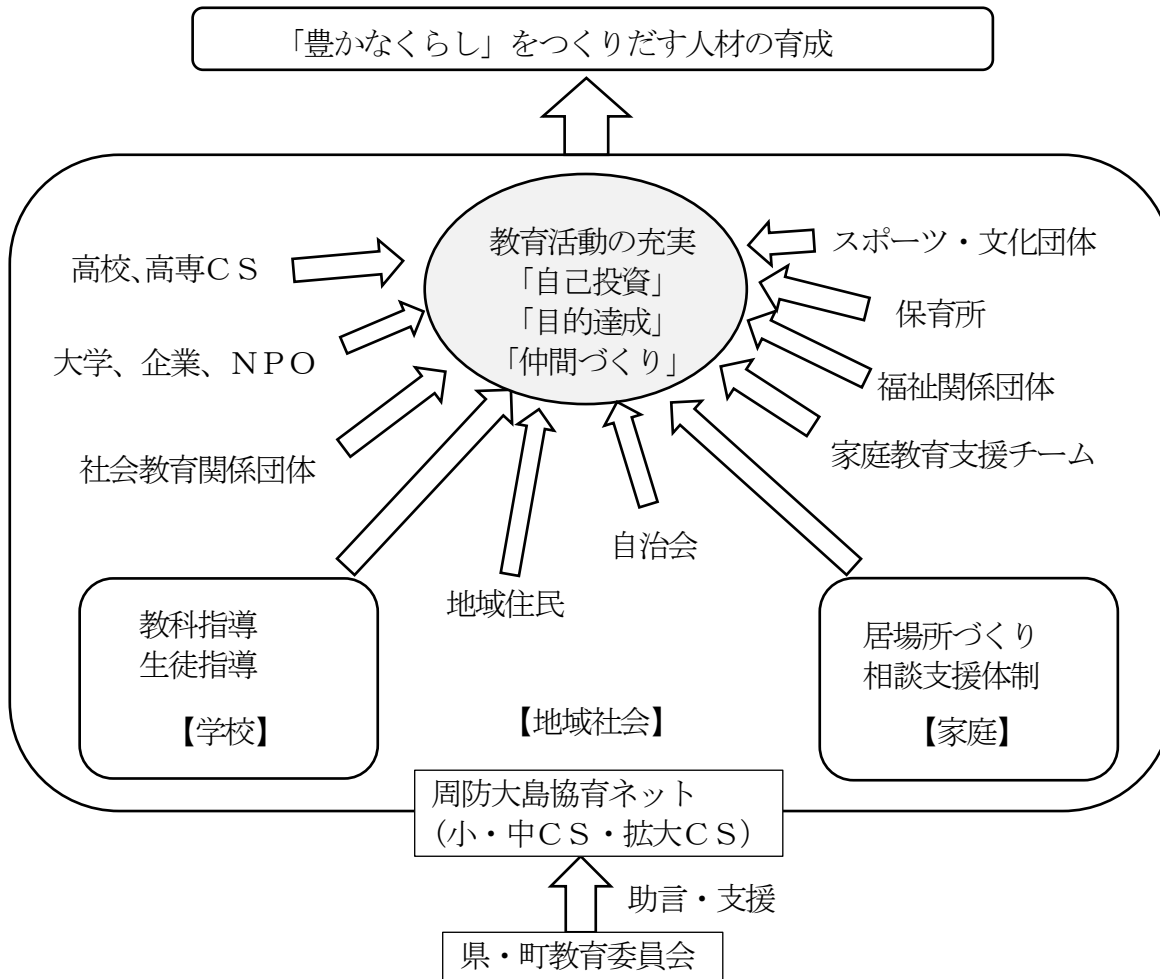
1 育成したいマネジメント能力（子どもから大人まで、すべての地域住民）

| 観点 | 主な活動 | マネジメント能力 |
|---------|---|---|
| ① 自己投資 | <ul style="list-style-type: none"> ■学校での教科等の授業 ○地域で行われる研修等での学習活動 | 自らの資源（意欲・態度、知識・技能、思考力・判断力・表現力等）を活用しながら高め続ける |
| ② 目的達成 | <ul style="list-style-type: none"> ○実社会での地域創生活動等（イベント、商品開発等） ○地域クラブ活動 ■学校での総合的な学習の時間や特別活動等 | 目的を明確にし、限られた資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を組み合わせ、具体的な成果を生み出す |
| ③ 仲間づくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ステークホルダー（利害関係者・組織）とつながる活動 ○地域クラブ活動 | 互いの強みを見つけ、信頼関係を築き、共に価値を生み出す仕組みをつくる |

2 本町教育を支える専門性（指導者〈教職員・各種研修の講師など〉）

- ◇「指導構想力」・・・成長の道筋を描き、教育活動を設計する。
- ◇「マネジメント能力」・・・資源を有効に活用して、目的の達成を図る。
- ◇「人間力」・・・温かいコミュニケーションにより、学校・家庭・地域の協働実践を推進する。

Ⅲ 周防大島町教育の構造



IV 学校教育の基本方針

1 基本方針

本町の学校教育においては、育成したい資質能力としてマネジメント能力を挙げた。マネジメント能力は汎用性が高く、子どもたち一人ひとりがよりよい人生を築いていくために、基盤となる力であるにとらえている。

特に、学校教育においては「自己投資」と「目的達成」の2つの観点が重要であると考えている。「教科等の授業」や「学校行事、地域創生に関する探究活動等」を通じて、意図的・計画的にマネジメント能力を育成していくことが重要である。

柱となる取り組みを以下3点とする

- ◆ 教職員のマネジメント能力の向上を図るための研修を推進する。
- ◆ 地域の教育資源を活用した教育活動の質の向上を図る。
- ◆ コミュニティ・スクールを核とした地域貢献の取組を推進する。

2 重点施策

(1) 確かな学力の定着と向上

○学校の組織力の強化

- ー小中学校のつながりや地域連携をふまえたカリキュラム・マネジメント
- ー少人数指導等、きめ細かな指導の充実

○教員の授業力の向上

- ーユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業改善
- ーICTの効果的な活用、研修の確保

○学校・家庭・地域の連携力の強化

- ー学校運営協議会とのユニット型研修の充実、学習習慣や生活習慣の確立
- ー子育てに関する授業・研修の充実

○体験活動の充実

- ー企業や専門家等と連携した企画活動
- ー地域の教育資源を活用した実践

○校種間連携による教育の充実

- ーKS学習（拡大集合学習）、保小・小小・小中連携教育、中高一貫教育

○教育環境の整備

- ー特別支援教育支援員と特別支援教育地域コーディネーターの配置、各種助成事業
- ー働き方改革の加速化、子どもと向き合う時間の確保

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 発達支持的生徒指導や相談体制の充実
 - －チーム学校による組織的な体制づくり、早期対応の重視、不登校対応
 - －SSW派遣事業の充実、適応指導教室事業の拡大
- 人権尊重意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育の推進
 - －安全で安心な環境づくり、信頼関係の構築、主体性を育む授業実践
- 心を耕す教育の実践
 - －道徳教育の充実と道徳科の授業づくり、学校図書館の充実や読書機会の確保
- 体力向上に向けた組織的な取組の推進
 - －日常的な運動機会の確保、食育等の計画的な健康教育、健康体力誌作成
- 教育環境の整備
 - －学校司書、部活動指導員の配置、SCの派遣

(3) 家庭・地域と一体となった学校づくりの推進

- コミュニティ・スクールの仕組みを生かした連携体制の構築・強化
 - －「学校・地域連携カリキュラム」の検証改善
 - －「学校・地域の課題」や「地域づくり」に関する熟議の実施
- 地域と連携・協働する活動の推進
 - －地域ボランティアの取組、海洋教育の推進
 - －子どもの学校運営協議会への主体的な参画と協働活動
- 学校安全の質と水準の向上
 - －生活安全・交通安全・災害安全の取組
 - －通学路の安全点検、専門家と連携した取組

V 社会教育の基本方針

1 基本方針

全国的に人口が減少している中、少子高齢化に伴う人口減少により過疎化が進む本町において、年々変化する社会情勢や技術の進歩の影響もあり町民の学習ニーズが変わってきている。

また、コロナ禍以前と以降ではライフスタイルも大きく変化し、人間関係の希薄化が顕著であり、「つながり」を構築する社会教育のあり方が問われている。

このことから本町では、豊かな暮らしをつくりだす人材の育成を目指す基本理念のもと、多様化されているライフスタイルを見据え、関係共同体などの協力を得ながらマネジメント能力を育むべく子どもから大人まで発達段階やキャリアに応じた生涯学習やスポーツ活動の充実を図ります。

また、「周防大島町地域協育ネット」や「海洋教育」などを通じて、自然豊かなふるさとを守り、これからの在り方を考え、郷土愛を育む活動に発展させるとともに、地域住民の活動を通じて人と人とを結び繋ぎ豊かな暮らしをつくり出していきたい。

さらに、日々進歩している生成AIなどの情報技術を活用し、誰もが自由に参加できる生涯学習と自ら啓発や能力開発の学習機会を見出していきたい。

2 重点施策

(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○公民館活動の充実

- ・公民館を「自助・共助・公助」の基礎的関係性を築く拠点とし、多種多様な活動の支援を図るとともに若者が気兼ねなく参加できる世代を超えた交流の場として活用できるよう検討を行い、人と人とのつながりが信頼という関係で構築できるよう進めていくため、活動に参加しやすいよう体制を整える。
- ・自主学習グループ等を中心に、公民館と図書館が連携し、イベント等を協働することにより組織の中核となる人材づくりを目指す。

○海洋教育の充実

環境知識のみでなく資源として捉え、未来に活かす感覚を育てるため、海洋センターを活用し地域の関係協力団体と連携をしながら子どもから大人までが海洋資源を活用する教育等を推進していく。

(2) 家庭・地域の教育力活性化の推進

○周防大島町地域協育ネットの充実

町全体で子どもの育ちや地域住民の学びを支援する体制をつくり、人材育成と地域創生を達成するために、「周防大島町地域協育ネット」の組織の充実を図る。この組織を通して、学校・周防大島町地域協育ネット協議会委員と連携しながら「学校を核とした地域づくり」を推進し、「大人の学び」の充実を図る。

○学習機会の提供や相談対応

家庭の教育力を高める学習機会の提供や相談対応を行う。また、特に子どもを取り巻く地域環境にも配慮を行う。

○青少年の健全育成に関わる事業の支援

青少年の健全育成に関わる事業の支援や「ふるさと周防大島」に貢献する人材の育成、相談体制の整備を図っていく。

○社会教育団体の育成支援

既存の社会教育団体の育成支援を行う。

○福祉関係機関と連携

福祉関係機関と連携しながら、物心両面のサポートを充実していく。

(3) 人権教育の推進

○研修機会の確保

「山口県人権推進指針」に掲げられている各課題の理解を深め、人権尊重を基本的な考え方として、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな町づくり」をめざし、周防大島町人権教育推進大会・人権学習講座などで学習機会の確保、充実に努める。

○指導者の養成

地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成・資質向上に努める。

(4) 健康づくりとスポーツの振興

○周防大島町スポーツ推進計画

令和7年度から令和16年度までの10年間を策定した第2次周防大島町スポーツ推進計画を基に、各大会のあり方などを時代に合った運営方法に変えると共に、住民の誰もが気軽にスポーツを楽しめることを目標にした生涯スポーツや他機関の事業とも連携しながら健康増進の場づくりを行いたい。

また、近年話題のニュースポーツの発展に向けて推進を行う。

○地域クラブの支援

中学校部活動の地域展開が進められていく中、地域で部活動を受け入れ可能な実施団体の支援と実施団体を取りまとめる運営団体の設立及び指導者の育成を行い、同時に総合型地域スポーツクラブの設立支援を進めていく。

VI 総務の基本方針

1 基本方針

令和6年度に実施した「小中学校の在り方に関する調査」の結果や今後の生徒数推移を踏まえ、新たな中学校統合方針を決定した。今後の小学校統合計画については、保護者の意見に配慮しつつ、児童生徒数の推移や教育環境を総合的に勘案し方針を定めていく。

学校給食については、今までどおり、安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進及び食材の地産地消などに取り組む。

2 重点施策

(1) 学校施設の維持修繕

学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(2) 学校施設の改修工事等

島中小学校・安下庄小学校において特別教室空調設備設置工事、小中学校屋内運動場照明 LED 化改修工事及び明新小学校下水道接続工事を実施し、あわせて小中学校校舎照明の LED 化改修工事に伴う実施設計業務を行う。

また、学校の安心・安全を向上させるため、全小中学校に防犯カメラ設備を設置する工事に伴う実施設計業務を行う。

(3) 給食費無償化事業

米空母艦載機部隊配備特別交付金を特別財源として造成した基金や国・県の交付金を充当し、町内の小中学校児童・生徒の給食費無償化を継続実施する。

(4) 学校給食費等補助金の支給

給食無償化事業にあわせて、あろは教室通学者やアレルギー対応としての「弁当」持参者を対象として、町が提供する学校給食を喫食できない児童・生徒について、当該保護者へ学校給食費無償化相当分を補助金として交付する事業を継続実施する。

(5) 周防大島町語学留学生派遣事業の実施

高校生・高専生対象の語学研修について、姉妹島のハワイ州カウアイ島にて英語の語学力向上のみならず異文化学習や体験交流を加えたプログラムで語学留学生の派遣を行う。

(6) 周防大島高等学校通学支援費給付金事業の実施

周防大島高校の生徒の通学費の一部を生徒の保護者に対して給付する。

(7) 周防大島町高等学校等通学支援費給付金事業の実施

町内に居住し、町外を含む高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用し、通学費の一部を給付する。

(8) 学校跡地利用問題

廃校になった校舎等の維持・修繕を行う。校舎等の再利用を図るため、廃校跡地利用者の一般公募を計画する。